

第78回環境審議会において委員から出された意見について、議事録には掲載されていない審議会後の所管課の対応について掲載するとともに、委員から事務局に提出のあった個別意見への対応をまとめています。

神奈川県環境基本計画の改定案に対する意見と対応
 <令和5年12月26日開催 第78回環境審議会>

<240123ver3更新版>

番号	委員	項目	意見等	対応
1	本山委員	全体	目標達成のために必要となる費用面について、各市町村及び事業者・県民の対応が可能と考えているか。 また、県庁の対応分について、歳出額の想定と予算確保ができる見込みはあるか。	目標達成に向けては、県民や事業者、市町村の皆様の御協力をいただきながら進めていきたいと考えております。 また、県庁の対応分については、計画の推進に当たって適切な予算措置に努めてまいります。
2	本山委員	第2章 施策分野 1 気候変動への対応 (2) 主な施策 及び 5 横断的な取組 (5) 県庁の率先実行	庁舎等のZEB化の推進として様々な取組を挙げているが、一般住宅のZEH化推進について目標を設定すべきではないか。	ZEHについては、個別計画である「地球温暖化対策計画改定案」において「新築一戸建住宅に占めるZEHの割合」をKPIとして設定していることから、本計画において目標設定は行いません。 なお、本計画の進行管理に当たっては、参考として、各個別計画の指標も用いることを検討しています。
3	本山委員	第2章 施策分野 1 気候変動への対応 (3) 指標	県内の温室効果ガス排出量は、現状として2020年度実績が掲載されているが、他の項目と同様に、2022年度の実績を記載すべきではないか。	本指標については、2024年1月現在で2020年度分が最新の実績であるため、2020年度実績を掲載しています。
4	本山委員	第2章 施策分野 2 自然環境の保全 (1) これまでの取組と課題 ● 自然環境を保全するための行動の促進	2022年度に実施した県民ニーズ調査とは、県の全域を対象に実施したものか。 地域により調査結果に差異があることも想定されるため、地域別で調査結果を示すことはできるか。	県民ニーズ調査は、県全域を対象に、無作為抽出した県内在住の方に回答いただいたものです。 調査結果を地域別に分けると、年度ごとに結果のばらつきが大きく、それが地域の特徴を表したのか見極めが困難なことから、環境基本計画に地域別の調査結果を公表することは考えておりません。
5	本山委員	第2章 施策分野 2 自然環境の保全 (2) 主な施策 イ 自然環境の保全に資する広域的な取組 (ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組	ツキノワグマの管理について、シカと同様に扱うよう、クマの記載を追記すべきではないか。	県内では、シカとクマの状況は大きく異なります。 シカは、農作物被害のみならず、過度な採食によって植生衰退を引き起こし、森林生態系に大きな影響を与えています。そのため、生息域全域で、個体数調整や生息環境管理といった管理事業を行っています。 クマは、本県では生息数が少ない絶滅危惧種ですが、人里に出没した場合は人身被害の恐れがあることから、人との「棲み分け」が対応の基本となります。本計画においては、28ページの「(ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組」として、隠れ場所となる藪の刈払いや誘引要因となる放置された果樹の除去、追い払い等、住民への被害を未然に防ぐ取組を進めてまいります。
6	本山委員	第2章 施策分野 2 自然環境の保全 (2) 主な施策 イ 自然環境の保全に資する広域的な取組 (ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組	シカとアライグマについては、管理体制は整いつつあるようだが、最近、住民への被害が数多く報告されている「クマ」については、計画のなかで振れていないので管理に加えてほしい。	シカ、アライグマ、クマそれぞれの状況と取扱いは異なります。 アライグマは、本来国内に生息しない特定外来種で、様々な被害をもたらすことから、外来生物法に基づく防除実施計画を策定して対策を実施しています。 また、シカは、在来生物ですが、過度な採食によって植生衰退を引き起こし、森林生態系に大きな影響を与え、農作物被害も大きいことから、鳥獣保護管理法に基づく管理計画を策定し、生息域全域で個体数調整や生息環境管理といった管理事業を行っています。 同じく在来生物であるクマは、本県では生息数が少ない絶滅危惧種ですが、人里に出没した場合は人身被害の恐れがあることから、人との「棲み分け」が対応の基本となります。本計画においては、28ページの「(ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組」として、隠れ場所となる藪の刈払いや誘引要因となる放置された果樹の除去、追い払い等、住民への被害を未然に防ぐ取組を進めてまいります。
7	林委員	第2章 施策分野 3 循環型社会の形成 (3) 指標	「生活系ごみ1人1日当たりの排出量」は、記載がグラム表示だが、実感が得られず、自分事化できない。 例えば、「プラスチックトレーを1枚減らす」といった分かりやすいサブ指標を併記するなどの工夫を検討するとよい。	何をどのくらい減らしていくかは人それぞれで異なることから、一律に特定の品目をサブ指標として併記することは困難であり、個別計画である神奈川県循環型社会づくり計画においても、サブ指標は設定しておりません。 しかし、御指摘のとおり、重さよりも数量の方が直感的に理解しやすいことから、今後の循環型社会づくり計画の周知等に当たり、どのくらい削減すればよいか分かりやすく効果的に伝わるよう検討してまいります。
8	井坂委員	第2章 施策分野 4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	計画は、期間満了を待たずに見直すこともあるようだが、その際にPFASについて入れ込むことも考えているか。 検出されている状況があるので、必要に応じて計画に入れてほしい。	今回の改定においても、PFASについて追記しました。 改定案：36, 37及び38ページ)
9	大河内委員	第2章 施策分野 4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	PFASについては、37ページにおいて「県民の関心が高まっている」とあるが、継続的なモニタリングの実施など、今後予定されている取組についても記載してほしい。	改定案に追記しました。(38ページ)

神奈川県地球温暖化対策計画の改定案に対する意見と対応
 <令和5年12月26日開催 第78回環境審議会>

<240123更新版>

番号	委員	項目	意見等	対応
1	吉川委員	第2章 緩和策 3 県の施策 (2) 小柱別の取組例	太陽光発電設備の設置義務化について、今後、どのように取り組んでいくのか。 「太陽光発電設備の義務化を早期に実現すべき」という意見の数を教えてほしい。	義務化による太陽光発電の導入効果や、事業者や県民の負担などを整理した上で、「義務化有りき」という事ではなく、太陽光発電の普及に向けて何が効果的な施策なのかといった観点から、今後検討してまいります。 義務化に関するパブコメの件数は、約200件です。
2	井坂委員	第1章 総論 3 これまでの実績 (2) 小柱別の取組例	現行計画の実績の部分で「一部の指標で目標を達成しているが～一方で」という表現になっているが、温対計画、スマエネ計画ともに現行目標が達成できているのはそれぞれ2項目のみ。「達成できていないからもっと取組を強化しなければならないといけない」といったことを答申の「計画の推進について」に記載してはどうか。	御意見を踏まえ、別添資料05（計画）14ページに、目標が未達成の項目数を明記しました。
3	吉川委員	第2章 緩和策 3 県の施策 (2) 小柱別の取組例	温暖化対策計画改定案の39ページには、太陽光発電設置義務化の検討とあるが、審議会での議論にもあったように急ぐ必要がある。川崎市以外の県民が太陽光パネル設置に取り残されてしまう。すでに海外など太陽光パネルの義務化を行っている事例などを参考にし、早急に義務化に向けての動きを加速させるべきだと考える。 そこで、「先行自治体における実施状況等を踏まえ」を「国内外の先行自治体における実施状況等を踏まえ」に修正すべきではないか。	御意見を踏まえ、別添資料05（計画）39ページ「③太陽光発電の設置義務化の検討」の記載を次のとおり修正しました。 (修正前) 先行自治体における実施状況等を踏まえ (修正後) 国内外の実施状況等を踏まえ
4	吉川委員	第2章 緩和策 2 中期目標の達成に向けたシナリオ (3) 再生可能エネルギー設備の導入目標	COP28では世界全体の再生可能エネルギーの発電量を2030年までに3倍に増加させること、エネルギー効率を2倍にするという内容で合意がなされ、我が国も支持を表明している。こういった国際的な動向を県として当然、受け止める必要があると思うが、現時点での計画内容、目標値などは国際的な動向や政府の立場を十分に反映させたものになっているのか。	COP28での合意事項につきましては、今後、国において、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画等の中で、政策の方向性が検討されていくものと考えておりますので、県としては、そういった動向を注視するとともに、本県の進捗状況を踏まえ、適宜計画の見直しを行ってまいります。
5	吉川委員	第2章 緩和策 2 中期目標の達成に向けたシナリオ (3) 再生可能エネルギー設備の導入目標	改定案の15ページ・16ページには改定前の計画における太陽光発電設備の導入量等についての記載があるが、これまでの目標のほとんどが未達成になっている。 同案53ページでは、2030年の再生可能エネルギー導入目標は270万kWとなっているが、太陽光発電設備の義務化以外に、この目標を達成できる政策的な裏付けや根拠についてはどのように考えているのか。	2030年度の太陽光発電の導入目標は、国が第6次エネルギー基本計画において、2030年度の太陽光発電の導入量について、同計画策定時の直近の（2019年度の）実績と比較して、約2倍の水準となっていることを踏まえ、本県においても、2019年度の実績の約2倍に相当する200万kW以上を目指すこととしたものです。 目標達成に向けては、太陽光発電設置義務化も含め、より効果的な再エネ導入に係る施策を検討してまいります。県の取組だけで達成できるものではないため、県内市町村や県民、事業者などあらゆる主体が自分事化として取り組んでいただくよう、各主体の取組を後押ししてまいります。
6	吉川委員	-	今回の温暖化対策計画の改定案には850件以上の県民意見が寄せられており、委員会でも意見多数出されたことで相応の修正が必要だと感じている。 審議会での意見を計画に反映することは条例でも定められており、何より県民や市町村からの意見をしっかりと受け止め、県として地球温暖化にオール神奈川で取り組む姿勢を示す必要があると考える。	改定素案については、県民意見募集等で多くの御意見を頂戴し、検討を行った上で改定案に反映させたところです。 同様に、今回の環境審議会でも頂戴した様々なご意見もしっかりと受け止めた上で、適宜、改定案に反映しました。

神奈川県循環型社会づくり計画の改定案及び改定に係る答申案に対する意見と対応
 <令和5年12月26日開催 第78回環境審議会>

<240123ver2更新版>

番号	委員	項目	意見等	対応
1	本山委員	【資料編】 1 神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画（2022（令和4）年3月策定） 4 広域化・集約化の基本方針 (2) 目標	施設の集約化によりごみ焼却施設数を4施設減らすとありますが、どこの施設を想定しているのでしょうか。	焼却施設数の目標（4施設減）は、各広域化ブロックごとに策定している広域化実施計画等を基に設定しています。 施設の改廃の情報は現時点で確定していないものもありますが、当面の状況として、計画期間内に少なくとも鎌倉市、伊勢原市及び箱根町の3施設については、広域処理を前提とした運転停止となる見込みです。
2	白井委員	コラム（マイクロプラスチックの実態把握調査について）	8月の審議会の意見（マイクロプラがもう少し生活に関わっているということを含めて記載できないか）を踏まえ、コラムを追加しているが、生活に関わっているニュアンスが表現できていないのではないかな。	ご指摘を踏まえ、より生活に身近なところにもマイクロプラスチックの発生源があることをコラムに追記することとします。
3	本間委員	コラム（全般）	コラムの周囲が直線で囲まれているのですが、角に丸みをつけて曲線にするとより読みやすいように思います。直線だと、本文内の表等と同じように見えてしまいコラムが目立たないこと（P28など）、本文とは違うコラムのソフトな内容にも合うように思うことからです。	ご指摘を踏まえ、コラム周囲の枠を曲線に修正することとします。
4	林委員	【神奈川県環境基本計画】 3 循環型社会の形成 (3) 指標	生活系ごみ1人1日あたりの排出量について、方針にある県民、事業者、団体、市町村などのあらゆる主体が課題を自分事化し・・・という考え方は理解できるものの、1人あたりの排出量を記載のグラム表示では実感が得られず、かえって自分事化できないと受け止めてしまいます。 総排出量を人口で割っていることは分かっていますが、631g→608gにしましょうと目標を掲げても、何をどうすれば良いかは伝わらないことになるかと。 例えば、1日プラスチックトレー1枚減らす等の分かりやすいサブ指標を併記するなどの工夫を検討頂ければと思います。	何をどのくらい減らしていくかは人それぞれ異なることから、一律に特定の品目をサブ指標として併記することは困難であり、神奈川県循環型社会づくり計画においても、サブ指標は設定しておりません。 しかし、ご指摘のとおり、重さよりも数量などの方が直感的に理解しやすいことから、今後の計画の周知等に当たり、どのくらい削減すればよいか分かりやすく効果的に伝わるよう検討してまいります。

神奈川県災害廃棄物処理計画の改定案及び改定に係る答申案に対する意見と対応
 <令和5年12月26日開催 第78回環境審議会>

<240123更新版>

番号	委員	項目	意見等	対応
1	本山委員	第1章 基本的事項 5 対象災害と災害廃棄物発生量 (1) 対象災害	富士山火山について、国からの見解が示された場合等に見直しを検討されることですが、本計画により対応することを想定しているのであれば、「調査検討を進める」等、その現状を記載するべきではないでしょうか。	計画改定案第1章1 計画の基本的な考え方(P3)に記載のとおり、本計画は、新たな知見等、状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行うこととしています。 火山災害に限らず、災害廃棄物対策について国等における検討や実際の災害対応事例などについて、常に把握に努め、必要と判断される場合は、計画の見直しを行ってまいります。
2	本山委員	第3章 発災時の対応 1 事前対応(災害発生懸念時)	廃棄物の収集運搬等の体制については主として市町村が対応することになっていますが、このことに伴い、収集運搬車両が通行できる道路の確保のほか、特に車両や作業用重機の燃料確保の方法等について明確にしておくべきではないでしょうか。	災害発生懸念時の対応は、災害の発生が差し迫っている状況において、実際の災害対応を速やかに行えるよう準備をすることが主な目的となります。 収集運搬車両が通行できる道路の確保については、発災後に道路の被害状況等の情報を収集し、その状況に応じて収集運搬ルートを調整していくものと考えます。このため、計画第3章2(1)エ 被害情報の収集(P31)において、情報収集する項目として、道路・橋りょうの被害状況を記載しています。 また、燃料等の備蓄資機材の確保については、平時から行っていく必要があると考えており、本計画第2章4(4) 備蓄資機材の確保(P25)で記載しております。